広島高等裁判所判事　竹内　民生
宇都宮家庭裁判所判事に補する
宇都宮家庭裁判所長を命ずる
千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事　森　一岳
広島高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事　山本　剛史
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所松戸支部長を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所松戸支部勤務を命ずる
千葉家庭裁判所松戸支部長を命ずる
簡易裁判所判事　山本　剛史
松戸簡易裁判所判事に補する
松戸簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上四月三十日）
簡易裁判所判事　今井　理
東京簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（五月九日）
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　武富　司南
最高裁判所事務総局総務局付を免じ最高裁判所事務総局行政局付を命ずる（以上五月一日）
札幌高等裁判所判事・札幌簡易裁判所判事　古河　謙一
東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（五月九日）
高等裁判所長官　小久保孝雄
高松高等裁判所長官に補する
大阪高等裁判所判事　石井　寛明
京都地方裁判所判事に補する
京都地方裁判所長を命ずる
福島地方裁判所判事　高橋　譲
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事　秋山　敬
福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所長を命ずる
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　田中　寿生
静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所浜松支部勤務を命ずる
静岡地方裁判所浜松支部長を命ずる
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所浜松支部勤務を命ずる
静岡家庭裁判所浜松支部長を命ずる
浜松簡易裁判所判事に補する
浜松簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　新谷　晋司
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上五月十日）
判事兼簡易裁判所判事　平出　喜一
東京地方裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる
東京簡易裁判所判事に補する（五月二十八日）
判事兼簡易裁判所判事　寺澤真由美
山形地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて山形家庭裁判所判事に補する
山形簡易裁判所判事に補する（六月一日）

○定年退官
簡易裁判所判事橋本ﾒﾘﾔｽ子は四月一日限り定年退官
判事塚本伊平及び簡易裁判所判事鬼頭弘明は四月三日限り定年退官
判事高世三郎は四月八日限り定年退官
高等裁判所長官金井康雄は四月十二日限り定年退官
簡易裁判所判事大音師建三は四月十四日限り定年退官
判事今泉秀和は四月二十九日限り定年退官
高等裁判所長官福田圖久は五月六日限り定年退官

○任期終了退官
判事兼簡易裁判所判事氣賀澤耕一は四月八日限り本官たる判事が任期終了となり同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる
判事兼簡易裁判所判事小池一利及び同堀禎男は四月十日限り任期終了

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第８９号**
愛知県岩倉市八剱町樋口９番地（リバーサイド小川Ｂ棟201号）
債務者　河原　英三
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第１２５号**
愛知県一宮市大和町於保字四之宮84番地３
市営大和東住宅114号
債務者　加藤美佐代
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第４５号**
長崎県大村市東野岳町1684番地
債務者　髙橋　朋美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２８年（フ）第２０号**
山口県宇部市琴芝町１丁目２番43―501号、従前の住所山口県宇部市浜田３丁目７番18号
債務者　塩見　裕介
１　決定年月日時　平成28年６月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第３０５号**
仙台市太白区三神峯２丁目５番13号、従前の住所仙台市泉区南光台３丁目21番31号　ＬＥ・ＶＥＮＴⅡ―201
債務者　佐藤　裕美
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第５２号**
山形県米沢市万世町梓山2782番地　大社梓神社社務所内
債務者　岩瀬　るみ
１　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２８年（フ）第２６号**
福島県いわき市平神谷作字細谷58番地の６
債務者　根本　信清
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福島地方裁判所いわき支部